



自ら掴む経営エッセンス！

(記事：いどばた稲毛) 渡部成夫 過去記事も読めます⇒<http://idoina.com>

11/13 (火) テーマ：『障害者雇用と企業倫理』
25社25名出席 講師：職業倫理研究所 美浜区会員 野中 由彦 氏

障害も、その人の個性の1つ。語るなら、まず知ろう！



Yoshihiko Monaka
1955年福島県いわき市生れ
いつもの「野中トーク」が冴える！
難しい内容が、スッと心に落ちる、野中氏の温かい講話。

野中由彦氏は現在、障害者職業総合センターで、障害者への就業支援プログラムの開発を行っている。美浜倫理への入会は今年4月。出張先でも必ずMSに参加している。

日本には現在、いわゆる「3障がい」と呼ばれる身体・知的・精神障害者が709.1万人(障害者白書H19版)、その他の障がい者を含めると1千万人以上の障害者がいる。

特別支援学校の普及もあり、最近では大人になるまで障害者との接触がなく、接し方に戸惑う健常者も多いが、野中氏はこうアドバイスする。

「障害は性格・趣味・健康などと同じ、その人の個性の1つと理解してください。親密になれば、特に意識もしなくなります。「障害者は」と語る前に、まず知ることが不可欠です」。

日本の障害者雇用制度の概要 「法定雇用率達成43.4%」

日本の障害者雇用制度は、①民間企業や国・地方公共団体に法定雇用率を課す「障害者雇用率制度」、②未達成の企業から不足数1人当たり月額5万円の納付金を徴収し、達成事業主への調整金や障害者多数雇用中小事業主への報奨金等へ充当する「障害者雇用納付金制度」、この2本柱だ。だが、法定雇用率達成企業の割合は43.4%(H18.6.1)で、健常者と同水準の雇用の保障は依然遠い。

たとえば、民間企業の法定雇用率1.8%(約常用労働者56人に対して障害者1人の割合)に対し、実雇用率は1.52%(H18.6.1時点)。だが実際には、「実雇用率」といっても重度障害者をダブルカウントしており、実質20年前(0.8%~1.1%)と変わらない。

また障害者雇用納付金制度自体、「障害者雇用=企業にとって負担増」の前提の上であり、疑問視されている。さらに法定雇用率未達成でも、常用労働者301人未満の企業には納付金が課されないが、近い将来「56人以上」へと拡大される見込みだ。

雇用形態にも問題がある。「労働者としての雇用契約」下で働く場合なら最低賃金が保証されるが、「社会福祉サービスの利用者」(労働ではなく訓練の位置付)で働く人の月給平均は、授産施設で1.2万円(知的障害者)~2.2万円(身体障害者)、7.5万人も存在する。このような条件下での労働について、ILOの条約違反に該当しないのか、働く喜びが本当に得られるのか、障害者自立支援法見直しの声が高まっている。

障害者を雇う理由 商売繁盛の福の神が立ち寄る店とは？

暗い話ばかりでもない。障害者を雇う理由のトップ2は、「十分な能力をがあるから(61.1%)」だ。また車椅子やバリアフリー道路、車椅子スポーツの振興等により環境さえ整えれば、能力障害や社会的不利がかなり解消できる。野中氏は「共生社会」を呼びかけ、次の言葉を紹介する。「社会」を「会社」に置き換えて読んでほしい。
(※2句共に、一桂案二氏の名句より部分抜粋)

- ・ある社会がその構成員の一部を締め出すような場合、それは弱くもろい社会だ。
- ・障害のある人が安心して暮らせる社会は、誰にとっても居心地のよい社会だ。

明治時代に商売繁盛の福の神として実在した仙臺四郎氏。彼が立ち寄る店は必ず大入り満員・商売繁盛した。人を見抜く感覚に優れた障害者だったとの説もある。

☆会員スピーチ 吉田 平 相談役

先日5万社達成記念大会があり、丸山敏秋理事長が「この倫理をしっかりと正しく勉強してほしい」と述べた。「しっかりと」とは、MSや企業で実践をすること。「正しく」とは、業を正確に読むなど、基礎をきちんとすること。吉田氏は、「私自身もぜひ美浜のMSを通じて、倫理の実践をしていきたい」と、決意を公表してくれた。

次回 第854回MS！ 11/20 (火) 6時~7時+朝食会 ホテルニューオータニ幕張 (043-297-7777)

テーマ：『明るく 楽しく 元気よく』

講師：(社)倫理研究所 法人スーパーバイザー
(株)コヤマ 小山 久雄 氏

できるできるやればできる！
明るく楽しくなければ倫理じゃない！
・会員120社・MS30名以上・美浜を美しく